

一般社団法人栃木県医師会会長
栃木県病院協会会長
一般社団法人栃木県歯科医師会会長
一般社団法人栃木県薬剤師会会長
公益社団法人栃木県看護協会会長
一般社団法人栃木県訪問看護ステーション協議会長

様

栃木県保健福祉部長

令和 3 (2021) 年度在宅療養支援診療所等設備整備支援事業の実施について (通知)

本県の保健・医療・福祉行政の推進につきまして、日頃から特段の御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、標記について、下記のとおり実施することとしましたので、御理解、御協力くださるようよろしくお願いいたします。

なお、「在宅医療において積極的な役割を担う医療機関」の長宛て別添写しのとおり通知しましたことを申し添えます。

記

1 事業名

在宅療養支援診療所等設備整備支援事業

2 事業の目的

在宅医療に必要な設備整備を支援し、もって在宅医療の実施体制強化を図るとともに、在宅医療の均てん化に資すること。

3 事業の内容

4 の (1) に要する経費の一部を補助します。

4 補助対象及び補助金額

(1) 補助対象

県内の「在宅医療において積極的な役割を担う医療機関」として認定された病院、一般診療所、歯科診療所、訪問看護ステーション及び薬局（以下「認定医療機関」という。）の開設者が行う在宅医療の提供に必要な設備整備（医療機器又はそれに類する物（以下「医療機器等」という。）の購入及びその設置に要する工事等）

※補助金交付決定後に着手し、令和 4 (2022) 年 3 月 10 日（木）までに整備が完了するものを対象とします。

(2) 補助金額

1 認定医療機関につき (1) に要した経費の 2 分の 1（上限額 50 万円）

5 採択数（予定）

全体で 12 件程度

6 申請手続き

令和 3 (2021) 年 11 月 25 日（木）までに医療政策課宛て、次の必要書類 (1)～(5) を 1 部提出していただきます。（本補助金の交付を希望しない場合は、提出不要です。）

(1) 補助金交付申請書（規則別記様式第 1）

(2) 事業計画書（別紙 1-1）

(3) 経費所要額調（別紙 1-2）

(4) 購入を予定している備品の見積書及びカタログ

(5) 在宅医療に係る報告書（いずれか該当するものひとつ）

・病院・一般診療所の方：往診・訪問診療に係る報告書（別紙）

・歯科診療所の方：訪問歯科診療に係る報告書（別紙）

・訪問看護ステーションの方：訪問看護に係る報告書（別紙）

・薬局の方：訪問薬剤指導に係る報告書（別紙）

7 留意事項

- (1) 平成 30 (2018) 年度以降に当該補助金の交付を受けたことがある認定医療機関は申請することができません。
- (2) 本事業の補助の対象となる備品は医療機器等のため、訪問車両は対象外です。
- (3) 補助対象経費の総額が 20 万円未満の場合 (算定された交付金額が 10 万円未満の場合) には補助を行いません。
- (4) 本事業の採択は先着順ではなく、期日までに申請があったものを総合的に審査した上で決定します。

8 その他

申請書類等必要書類は、下記 URL からダウンロードできます。

https://www.pref.tochigi.lg.jp/e02/documents/zaishishinhojo_r03.html

(県公式ホームページ「テーマから探す > 福祉・医療 > 医療 > 医療施策」)

医療政策課

在宅医療・介護連携担当：小曾根

TEL 028-623-3046

FAX 028-623-3131